

郵便入札の実施について

1 入札書及び封筒の作成方法

(1) 入札書

入札書については<別紙1>によります。

- ① 入札書の入札者欄には、住所、名称等、日付（記入日）を記入してください。
- ② 入札書への金額の記入には、アラビア数字（0, 1, 2, 3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、総額を記入してください。
- ③ 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記載してください。落札後、記載額に10%を加算した金額を契約額とします。
- ④ 入札において使用する通貨は、日本国通貨に限ります。
- ⑤ 「入札者」は本人名義に限り、代理人名義の入札は認めません。
- ⑥ 郵送により到着した入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(2) 封筒の作成方法

封筒については、「郵便封筒の記載例」<別紙2>によります。

- ① 「内封筒」及び「外封筒」の二重封筒とします。
- ② 「内封筒」に入札書を入れ、表面に入札件名、名称等を記入し、内封筒裏面の2カ所を入札書で押印した印で封印（割印）し、所長宛親展としてください。なお、内封筒の規格は、原則として長形3号（120mm×235mm）とします。
- ③ 「外封筒」に上記②で作成した内封筒を入れ、表面には、入札日、入札件名を記入し、入札書在中と朱書きのうえ、所長宛親展としてください。裏面には、差出人の住所、名称等を記入し、1カ所を入札書で押印した印で封印（割印）してください。なお、外封筒の規格は、原則として、角形2号（240mm×332mm）とします。

2 入札の無効

(1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札参加資格がない者がした入札
- ② 所定の入札書によらない入札
- ③ 入札者の記名押印（法人の場合は代表者の記名押印を含む。）が誤脱した入札
- ④ 入札者が1人で2枚以上の入札をした場合、その全部の入札
- ⑤ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- ⑥ 入札金額を訂正した入札
- ⑦ 入札に関し、談合等不正な行為を行った者がした入札
- ⑧ 到達期限内に到着しなかった入札
- ⑨ 入札書が指定と異なる提出先に送付された入札
- ⑩ 所定の提出（郵送）方法以外の方法により到達した入札
- ⑪ その他、入札に関する条件に違反した入札

(2) 異議申し立て

郵便入札の参加者は、郵便事情による事故等で入札書等が到達期限内に到達しなかったことにより入札が無効となった場合であっても、異議を申し立てることはできません。

3 入札書の提出

郵便（一般書留又は簡易書留）のみ受け付けます。

- ① 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を郵送した場合には、入札が無効となりますのでご注意ください（例：一般郵便、速達の場合）。郵送の手続の際渡される「差出控え」は、開札が終るまで保管してください。
- ② 郵便入札提出期限までに到達するよう郵送してください。指定と異なる提出先に送付した入札書又は到着期限を経過した後に到着した入札書は、理由のいかんを問わず無効とします。
- ③ 一度提出された入札書の撤回、書換え、差し替え等を行うことはできません。（所定の方法以外で提出された入札書も含まれます。）

4 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

- ① 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。
- ② 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により落札候補者の順位を決定します。「くじ」は、入札執行事務に関係のない職員が「くじ」を引くこととなります。
- ③ 「くじ」を辞退することはできません。
- ④ 落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し安全管理確認調査を行ったうえで落札者を決定します。
- ⑤ 最低の価格をもって有効な入札を行った者であっても、安全管理確認調査の結果によっては、落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し安全管理確認調査を行い、落札者が決定するまで順次調査を実施します。
- ⑥ 落札決定に当たっては、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。

5 落札候補者への通知

落札候補者を決定したときは、当該入札参加者に電話等により通知します。

6 入札保証金

免除します。

7 契約保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号の

規定（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者等）に該当する場合は、免除します。

8 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。

9 契約の不締結

落札（候補）者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

10 その他

代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格申請書記載事項変更届」を奈良県会計局に提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続を行ってください。